

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 雇用調整助成金等(特例措置)のご案内

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。特例措置により、中小企業には、労働者に支払った休業手当等に対して、最大で10割(※)を助成します。

(※)1月24日以降に解雇等が無いこと等の条件があります(大企業は最大で75%の助成です)。

緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用されます

【対象事業主】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小を余儀なくされた事業主
※対前年同月比で売上高が5%以上減少していること。
- ② 雇用保険や労災保険に加入している事業主

【対象労働者】

- ① 雇用保険の被保険者となっている労働者
※退職予定の方等、一部対象労働者から除かれる場合があります。
- ② 雇用保険の被保険者となっていない労働者(緊急雇用安定助成金)
※週20時間未満の労働者、パート、アルバイト(学生含む)等。

【対象となる休業】

労使間の書面による協定に基づき実施された休業等

【助成率】

休業等を実施した場合の休業手当等の相当額に対する助成率

中小企業 4/5 大企業 2/3

 一定期間解雇等を行わなかった等の要件を満たした場合は助成率の上乗せをします。

中小企業 9/10 大企業 3/4

中小企業については、さらに

- ① 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とします。
- ② また、①のうち一定の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とします。【詳しくは、別紙を参照ください】

【手続き先】

事業所所在地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)へ、所定の書類をご提出いただくことが必要となります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出も受付しますが、対面での書類確認ではないため、お時間がかかる場合がございます。また、待ち時間を少なくするため、来所される際には、予約されることをお奨めします。

【審査期間・振込先】

標準的な期間として、お手続きから、約1ヶ月程度、審査等のため、お時間がかかります。提出された書類の内容によっては、審査期間が延びる場合があります。支給決定した場合は、お届けいただいた銀行口座にお振込み致します。

【その他】

上記の内容は、助成金制度の概要を掲載したものです。他にも支給要件等がございますので、**詳しくは下記へお問合せください。**

【雇用調整助成金・特例措置の詳細な情報について】

雇用調整助成金・特例措置の詳細情報については、厚生労働省や山形労働局のホームページをご確認ください。

山形労働局のホームページでは、助成金の解説動画も掲載しております。動画では、概説的な説明から、詳細な説明までご用意しておりますので、ご覧いただきながら、お手続きに入られることをお奨めいたします。

(厚生労働省HP QRコード)



(山形労働局HP QRコード)



【雇用調整助成金・特例措置の問い合わせ先】

お問い合わせは、山形労働局職業対策課(電話:023-626-6101)のほか、次の各ハローワークで受け付けております。なお、一般的なお問い合わせは、どのハローワークでもご対応できますので、事業所が所在する区域を管轄するハローワークへのお電話が繋がらない場合には、別のハローワークへお電話ください。(月～金、8時30分から16時まで)

また、厚生労働省が設置した「**学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター**」(0120-60-3999)では、**土日・祝日9時から21時まで対応しております。**

ハローワーク名	所在地	電話	管轄区域
ハローワーク山形 (山形公共職業安定所)	〒990-0813 山形市桧町2-6-13	023-684-1521	山形・天童・上山市、山辺・中山町
ハローワーク米沢 (米沢公共職業安定所)	〒992-0012 米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎内	0238-22-8155	米沢・南陽市、川西・高畠町
ハローワーク酒田 (酒田公共職業安定所)	〒998-8555 酒田市上安町1-6-6	0234-27-3111	酒田市、庄内・遊佐町
ハローワーク鶴岡 (鶴岡公共職業安定所)	〒997-0013 鶴岡市道形町1-13	0235-25-2501	鶴岡市、三川町
ハローワーク新庄 (新庄公共職業安定所)	〒996-0011 新庄市東谷地田町6-4新庄合同 庁舎内	0233-22-8609	新庄市、舟形・真室川・金山・最上町、鮭川・大蔵・戸沢村
ハローワーク長井 (長井公共職業安定所)	〒993-0051 長井市幸町15-5	0238-84-8609	長井市、白鷹・飯豊・小国町
ハローワーク村山 (村山公共職業安定所)	〒995-0034 村山市楯岡五日町14-30	0237-55-8609	村山・東根・尾花沢市、大石田町
ハローワーク寒河江 (寒河江公共職業安定所)	〒991-8505 寒河江市大字西根字石川西340	0237-86-4221	寒河江市、大江・朝日・西川・河北町

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 中小企業の皆様への 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部(一定の要件を満たす場合は全部)が国によって助成される制度です。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける**中小企業**を対象とします。

【特例措置の内容】 例として、以下括弧内に平均賃金が1日8,000円である場合の助成額(※)を記載しています

※助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

休業又は教育訓練を実施した場合

解雇等(※)を行わなかった場合 (※) 解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

令和2年4月8日～
令和2年6月30日までの期間
に休業していること

事業主が
賃金の60%
の休業手当を
支給する場合
(事業主が4,800
円の休業手当を支
払った場合)

事業主が賃
金の**60%を
超えて**休業
手当を支給
する場合
(例えば、事業主
が80%の6,400円
の休業手当を支
払った場合)

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に
基づき都道府県対策本部長が行う要請により、
休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設
を運営する事業主であって、**これに協力して**休
業等を行っている

○ 以下のいずれかに該当する手当を支払って
いること
①労働者の休業に対して100%の休業手当を
支払っていること
②上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っ
ていること
(支払率60%以上である場合に限る)

その他要件を満たした場合(詳細は裏面へ)

事業主が
支払った
休業手当
等のうち、
80%を国
が助成

※令和2年4月
1日から令和2
年6月30日ま
での休業等につ
いて適用

事業主が支払
った休業手当
等のうち、
90%を国
が助成(国が4,320円
を助成するので、事業主
の負担は4,800-4,320=
480円)

※対象労働者に休業手当等を多く支払っても、
事業主の負担額は同じ(上記2例は、事業主の負担は同じ480円)

事業主が支払
った休業手当
等のうち、
**60%を超えた部分
について100%**を国が助成
(国が4,320+1,600=5,920円を助
成するので、事業主の負担は6,400-
5,920=480円)

事業主が支払
った休業手当
等のうち、
100%を国が助成
(事業主の負担は0円)

※令和2年4月8日から
令和2年6月30日までの
休業等について適用

※対象労働者
1人1日当たり8,330円が上限

◆その他主な支給要件

	備考
①経済上の理由により休業等を実施すること	例) ・ 取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合 ・ 行政からの営業自粛の要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
②生産指標要件	○ 次のいずれかを満たすことが必要です。 ・ 最近1か月間（計画届の提出日の属する月の前月）の売上が 前年同月 と比較して5%減少していること ・ 前年同月とは適切な比較ができない場合は、 ① 前々年同月との比較 ② 前年同月から12か月のうち適切な1か月と比較して5%減少していること ※対象期間の初日が令和2年4月1日～6月30日以外の場合は10%の減少が必要
③休業規模要件	休業等の延日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/40以上であること
④短時間休業を実施する場合	対象労働者が事業所内の部門、店舗等施設ごとに1時間単位で休業する場合も助成対象となっています。
④その他共通要件	詳細は最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

◆その他主な特例措置

※詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。

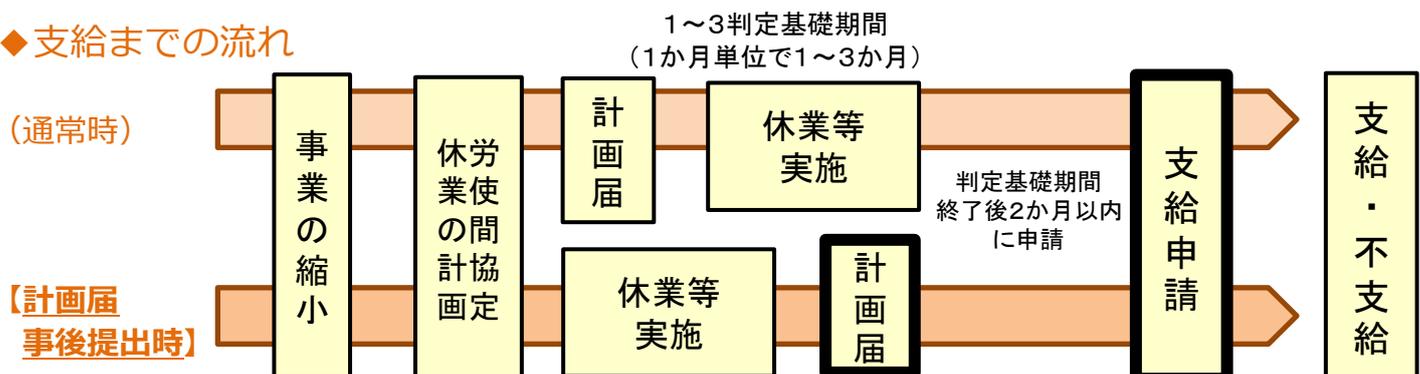
【助成内容・対象に関する特例】

- 教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるようになり、加算額が引き上げられています。【中小企業：2,400円】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- 新規学卒採用者等に対し休業・教育訓練を実施し、休業手当等を支払った場合も、国がその一部（又は全部）を助成しています。
- 雇用保険被保険者でない労働者（事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）など）を休業させ、休業手当を支払った場合も、国がその一部（又は全部）を助成しています。

【雇用調整助成金の活用しやすさに関する特例】

- すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは計画届の事後提出を可能としています（2回目以降の事後提出も可能としています）。
- **令和2年1月24日以降に設置した事業主も対象としています。**

◆支給までの流れ



※日本政策金融公庫等や商工中金、民間金融機関による実質無利子・無担保融資もご利用ください。
詳細は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/> <<https://www.meti.go.jp/covid-19/>>